報告第5号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月11日提出

加西市長 西 村 和 平

# 専 決 処 分 書

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和2年政令第69号)が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年加西市条例第55号)の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

加西市長 西 村 和 平

### 加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年加西市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第2条の4第5項第2号及び第6項並びに第3条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表(第5条関係)

#### 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12, 440円	13, 320円	14, 200円
分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

#### 備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより、特に上位の階級に任命 された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した 日の前日において、その者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以 後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級 より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規

定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた加西市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

#### (審議資料)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和2年政令第69号)が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、加西市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年加西市条例第55号)の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

## 【概要】

(1) 補償基礎額の改定

階級	勤務年数			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
団長及び副団長	12,440円 (12,400円)	13,320円 (13,300円)	14,200円(14,200円)	
分団長	10,670円(10,600円)	11,550円(11,500円)	12,440円 (12,400円)	
部長、班長及び団員	8,900円 (8,800円)	9,790円 (9,700円)	10,670円 (10,600円)	

備考:() 内書は現行の補償基礎額

- (2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。
- (3) 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。